大正十一年大蔵省令第四十三号

会計法規ニ基ク出納計算ノ数字及記載事項ノ訂正ニ関スル件左ノ通之ヲ定ム 大正十一年大蔵省令第四十三号(会計法規ニ基ク出納計算ノ数字及記載事項ノ訂正ニ関スル件)

第一条 会計法規ニ基ク出納計算ニ関スル諸書類帳簿ニ記載スル金額其ノ他ノ数量ニシテ「一」、「三」、「干」、「十」、「卅」ノ数字ハ「壱」、「弐」、「参」、「拾」、「弐拾」、「参拾」ノ字体ヲ用ユ ハシ但横書ヲ為ストキハ「アラビア」数字ヲ用ユルコトヲ得

シ金銭又ハ物品ノ受授ニ関スル諸証書ノ数字ハ之カ訂正ヲ為スコトヲ得ス数字以外ノ事項ニ付訂正、挿入又ハ削除ヲ為シタルトキハ其ノ字数ヲ欄外ニ記載シ作製者之ニ押印シ又ハ署名スルコトヲ前項ニ規定スル諸書類帳簿ノ記載事項ニ付訂正、挿入又ハ削除ヲ為サムトスルトキハニ線ヲ画シテ其ノ右側又ハ上位ニ正書シ其ノ削除ニ係ル文字ハ仍明ニ読得ヘキ為字体ヲ存スルコトヲ要ス但第二条 会計法規ニ基ク出納計算ニ関スル諸書類帳簿ノ記載事項ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十三年大蔵省令第二十一号ハ之ヲ廃止ス (昭和二五年五月二二日大蔵省令第五三号)

この省令は、昭和二十五年四月一日から適用する。附 則 (昭和二五年五月二二日大蔵省令第五三

(施行期日) 附 則 (令和二年一二月四日財務省令第七三号)

1 (経過措置) この省令は、 令和三年一月一日から施行する。ただし、第二十条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。